

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年6月20日

【会社名】 株式会社 百五銀行

【英訳名】 The Hyakugo Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 杉浦雅和

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 三重県津市岩田21番27号

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社百五銀行東京営業部  
(東京都中央区日本橋一丁目2番6号)

株式会社百五銀行名古屋支店  
(名古屋市中村区名駅四丁目26番13号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役頭取杉浦雅和は、当行の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

### (1) 財務報告に係る内部統制の評価が行われた基準日

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2025年3月31日を基準日として行っております。

### (2) 財務報告に係る内部統制の評価に当たり準拠した基準

財務報告に係る内部統制の評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

### (3) 財務報告に係る内部統制の評価手続の概要

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

### (4) 財務報告に係る内部統制の評価の範囲

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当行及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当行、株式会社百五カード、百五リース株式会社及び百五証券株式会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。

なお、その他の連結子会社は財務報告に対する金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

銀行業を中心に営む当行及び連結子会社においては、業績が比較的安定しているため、一般事業会社の売上高に当たる経常収益が事業活動の規模を表す指標として最も適切な指標と判断しております。

全社的な内部統制が有効であるため、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の経常収益（連結会社間取引消去前）を指標とし、概ね2 / 3に達している事業拠点を重要な事業拠点としております。この結果、当行を重要な事業拠点として選定しております。

銀行業を営む当行の主たる収益獲得活動は、「預金業務」、「貸出業務」、「市場運用業務」であるため、「預金」、「貸出金」及び「有価証券」を企業の事業目的に大きく関わる勘定科目としました。

選定した重要な事業拠点においては、これらの勘定科目に至る業務プロセスを評価の対象としております。

なお、そのうち、重要な事業又は業務との関連性が低く、財務報告に対する影響の重要性も僅少である業務プロセスは評価対象としておりません。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、財務報告への影響を勘案し、重要性の大きい業務プロセスを個別に評価の対象としております。

財務諸表の重要な事項の虚偽記載に結びつきやすい事業上のリスクを有する事業又は業務、複雑な会計処理が必要な取引を行っている事業又は業務及び経営者や決算・財務報告プロセス責任者による恣意性が介在する余地が大きい会計上の見積りに関する項目を検討した結果、当行の貸倒引当金算出プロセスなどを個別に評価の対象として追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当行の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。